

建設業退職金共済制度取扱要領

平成19年8月1日
最終改正 令和8年4月1日

第1条 行橋市が発注する建設工事において、請負金額が200万円を超える工事については、受注した建設業者は「建設業退職金共済組合掛金収納書届出書」（別紙1）を、工事契約締結後1ヶ月以内に提出するものとする。200万円以下の工事においては、監督員が提出を求める場合、速やかに提出するものとする。

第2条 受注した建設業者が建設業退職金共済に加入できない場合は、「建設業退職金共済に加入できない報告書」（別紙2）を提出するものとする。

【加入できない場合】

- ・受注者が建設業退職金共済以外の制度に加入しており、かつ、その工事の施工を下請負無しに施工する場合。
- ・受注者が建設業退職金共済以外の制度に加入しており、かつ、その工事の下請負業者のすべてが建設業退職金共済以外の制度に加入している場合。

※下請負業者が建設業退職金共済に加入しておらず、かつ、その他の制度にも加入していない場合は、建設業退職金共済に加入するように指導すること。

第3条 契約金額に関わりなく、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（下記のとおり。建退共各支部において無料配布）を掲示し、その状況を写真撮影し、工事写真帳に添付すること。ただし、建設業退職金共済に加入できない場合は、この限りではない。

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに

独立行政法人 勤労者退職者共済機構

建退共福岡県支部

電話 092(477)6734

第4条 「建設業退職金共済組合掛金収納書届出書」（別紙1）、「建設業退職金共済に加入できない報告書」（別紙2）は丁決裁とし、工事監理書類としてファイリングすること。

第5条 請負契約額の増額変更があった場合等に共済証紙を追加購入した場合は、当該証紙にかかる「建設業退職金共済組合掛金収納書届出書」（別紙1）を工事完成時までに提出すること。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

建設業退職金共済組合掛金収納書届出書

年 月 日

行 橋 市 長 殿
(契約担当者)

受注者 住 所

氏 名

印

下記の工事について、掛金収納書を提出します。

記

工 事 名

工事場所

工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

(添付箇所)

共済証紙購入の考え方について

下表は、総工事費に占める共済証紙代金の割合については、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

したがって、これを実際に活用する際には、下表に【対象工事における労働者の加入率(%) / 70%】を乗じた値を参考としてください。

《計算例》

総工事費30,000千円の土木・舗装工事で、労働者の建退共制度加入率が50%の場合

$$\begin{aligned} & \text{(総工事費)} \quad \text{(工事種別に)} \quad \text{(加入率の補正)} \\ & \quad \quad \quad \text{応じた率)} \\ & 30,000,000\text{円} \times 3.3/1000 \times 50\%/70\% = 70,714\text{円} \end{aligned}$$

$$70,714\text{円} \div 320\text{円 (1日券額)} = 220.9 \approx \mathbf{221\text{枚}} \text{ (購入する枚数)}$$

総工事費 工事種別	1,000～ 9,999 千円	10,000～ 49,999 千円	50,000～ 99,999 千円	100,000～ 499,999 千円	500,000 千円以上
土 木					
舗装	3.5/1000	3.3/1000	2.9/1000	2.3/1000	1.7/1000
橋梁等	3.5/1000	3.2/1000	2.8/1000	2.1/1000	1.6/1000
浚渫・埋立	3.7/1000	2.8/1000	2.7/1000	1.9/1000	1.7/1000
その他の土木	4.1/1000	3.6/1000	3.1/1000	2.3/1000	1.8/1000
建 築					
住宅・同設備	4.8/1000	2.9/1000	2.7/1000	2.2/1000	2.0/1000
非住宅・同設備	3.2/1000	3.0/1000	2.5/1000	2.1/1000	1.8/1000
設 備					
屋外の電気等	2.9/1000	2.1/1000	1.8/1000	1.4/1000	1.1/1000
機械器具設置	2.2/1000	1.7/1000	1.4/1000	1.1/1000	1.1/1000

注) 「総工事費」欄の数値は、消費税相当額を含む。